

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第100号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号オ中「第53条第4項」を「第53条第3項において準用する法第52条第3項」に改め、「特定承認保険医療機関又は」を削る。

附則第3項を削る。

附則第4項前段中「附則第2項」を「前項」に、「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項後段中「附則第2項」を「前項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「附則第9項」を「附則第7項」に、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項前段中「附則第10項」を「附則第8項」に改め、同項後段中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に、「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第11項」を「附則第9項」に、「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第12項」を「附則第10項」に、「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、「附則第35条の3第11項において準用する同条第3項」を「附則第35条の3第13項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第13項」を「附則第11項」に、「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、同項を附則第8項とする。

附則中第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、第13項及び第14項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市国民健康保険条例施行細則附則の規定は、平成19年度分の保険料から適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)